

令和8年度 第1回 四万十町地域公共交通会議 議事録

○開催日時:令和8年6月 29 日(月) 15:25~16:25

○会 場:四万十町役場西庁舎3階 防災対策室

○出席者:9名

富田努(四万十町 副町長)

十川牧子(国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官)

安澤友行(国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官)

吉岡真佐人(株式会社四万十交通 代表取締役)

三浦ひろみ(有限会社丸三ハイヤー 専務取締役)

山本浩史(高知県総合企画部交通運輸政策課 課長) 代理出席:浅井佑介

津野修三(大正地区代表)

谷崎直子(十和地区代表)

國元豊美(窪川地区代表)

○事務局

戸田太郎、津野博、久保田啓嗣(四万十町 企画課)

北村耕助、那須詩音(四万十町 大正地域振興局地域振興課)

吉川耕司(代理:上川優)、木原理世(四万十町 十和地域振興局地域振興課)

土居貴之、藤田順也(アドバイザー:合同会社えこ・まち研究室)

○オブザーバー

東航汰(高知県 交通運輸政策課)

永田佳久(四万十市 西土佐総合支所地域企画課)

鬼谷秀樹(株式会社四万十交通 観光/路線担当)

1. 開会

(1)富田副町長 挨拶

2. 会長の選任

(1)事務局より本会議設置要綱 第4条の規定に基づき、富田副町長が会長に就任したことを報告

(2)事務局より委員9名全員の出席により会議成立を報告

3. 報告事項

(1)ライドシェア家地川線の運行開始について

事務局よりを資料1に基づき説明

(吉岡委員)

これは「自家用有償旅客運送」という認識で問題ないか。

(事務局)

そのとおり。ライドシェアと記載しているが、「自家用有償旅客運送」制度を利用して運行している。

(会長)

これから利用者が増えていくことを期待している。

(2)路線バス利用状況について

事務局よりを資料2に基づき説明

(浅井委員)

1 ページ目の、窪川・大正線と大正・十和線について年々利用者が増えているが、増加の要因は何か。また、令和8年4月から路線が直通化・運賃低廉化されたことによる利用状況の変化はあるか。

(吉岡委員)

窪川・大正線と大正・十和線の利用者が回復傾向にあることについては、コロナ禍の収束に伴ってお客様が戻ってきていると考えている。

(事務局)

4月以降の直通化については、これまで十和から窪川まで行くのに、大正で乗り換えが発生していたため、十和～大正、大正～窪川の2つの区間に乗車することとなり、1人の移動を2人分でカウントしていた。4月からの直通化によって同区間を乗車すると1人とカウントされるようになったため、利用者数により単純な比較が難しい状況。ただ、運行している四万十交通の運転手さんにお聞きしたところ、「体感としては増えている」との回答もあり、長期的な視点で状況を把握する必要があると考えている。

(3)コミュニティバス利用状況について

事務局より資料3に基づき説明。

(安澤委員)

家地川線の実証運行では利用があったようだが、ライドシェアになって利用者が減少している。

(事務局)

家地川線の実証運行中は料金が無料だったこともあり、利用者の多くは窪川方面への移動(路線バスから無料のコミュニティバスに乗り換える)で利用していた。地域では平日の移動のニーズが高く、地域の実情に即したライドシェアの導入に至った。

(4)令和8年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価

事務局より資料4に基づき説明

4.協議事項

(1)バス路線の再編について

事務局より資料5に基づき説明

(津野委員)

上り便のダイヤで 9 時 57 分に窪川駅に着いて、10 時 4 分発の特急に乗り換える接続時間が 7 分しかなく、お年寄りには時間が短くないか。

(事務局)

JR 窪川駅にも確認したところ、7 分あれば乗り換えは可能との回答を得ている。足の悪い方はスロープを通るため多少時間がかかるが、切符をすでに持っている場合は間に合う想定。切符がなく駅内で購入する場合も、列車内で購入可能なため、到着してから列車に移動していただければ乗車可能。また、令和8年 10 月からは、幹線バスの発着場所を土佐くろしお鉄道窪川駅(四万十交通事務所前)から JR 窪川駅の駅舎の前に変更し、接続時間を確保できるように調整する。予土線や特急との接続を勘案した結果、この時間設定とした。

(津野委員)

上の図で行くと、8 時 36 分に宇和島方面から来た列車から、バスへの乗り継ぎが 2 分しかない。ここも時間に余裕がない。

(会長)

難しいところではあるが、可能な限り江川崎駅での予土線との接続を行い、窪川駅での高知行特急との接続するためのダイヤ設定であると考える。

【採決】異議なし。承認

(2)令和9年度 四万十町地域公共交通計画認定申請書について

事務局より資料6に基づき説明

(安澤委員)

令和8年度はコミュニティバスの再編の予定はあるか。

(事務局)

今のところ再編の予定はない。

(事務局)

1 点資料について修正いただきたい。補足資料の「小野線 運行回数目標値の設定(令和 9 年度)」中の「1 週間に 1 回(往復)」とあるが、目標値の算定根拠として、片道の利用を想定しているため「(往復)」の記載を削除する。これは、帰りはタクシーを利用されることも想定されるため、修正するものである。同様に、その上の神ノ川線も片道の利用を想定しているため、「(往復)」記載を削除する。

【採決】異議なし。承認

5. その他

(津野委員)

コミュニティバスとは別の話だが、町所有バスの利用について、走行距離が 400km を超えると 1 人の運転手では利用できない、というような話を聞いたが、そういう決まりはあるか。

(吉岡委員)

緑ナンバーに関しては、走行距離が 500km を超える場合は、2人で運行している。さらに運転時間についても規定がある。

(事務局)

町の所有するマイクロバス(白ナンバー)については、地域の公共的団体の方に貸し出しているが、距離や時間については、緑ナンバーの規定に準じていたと記憶している。利用についても四国内でお願いしている。

(安澤委員)

緑ナンバーは、昼間は 500km、夜間 400km を超えない範囲であればワンマンで運転が可能。町所有バスについては、白ナンバーということで町の規定によるものだと考える。

(会長)

基本的な考え方として、運転手の負担や事故のリスク回避のため、安全を考慮して緑ナンバーの規定に準じて運用している、ということだと考える。

(安澤委員)

バス路線の再編に伴う運賃の改定については、この場ではなく、別途「運賃協議会」という場で協議するということによろしいか。

(事務局)

そのように進める予定。

(谷崎委員)

小野線の八木地区への運行について、地域の皆さんのご協力で運行できるようになったが、まだ一度も利用がないと聞いている。利用の呼びかけもしているが、何かいい方法はないか。

(会長)

八木地区への運行はデマンド制のため、予約があったときのみ運行している状況。利用の呼びかけについては、担当課の方で検討していく。

6. 閉会